

SPECTRUM
Asset Management

本資料は、スペクトラム・アセット・マネジメント（以下、「スペクトラム社」といいます。）が発表したレポート「U.S. Bank Capital Regulation: Refinements, Not Weakening」（2026年3月24日発表）を基に、プリンシパル・グローバル・インベスターズ株式会社が翻訳したものです。

米国銀行資本規制：緩和ではなく、精緻化

2026年3月24日

先週、米国の金融規制当局は、長らく待たれていた米国銀行の資本規制の改定案を公表しました。資本規制の簡素化を目的に、改定案は、リスク・ウェイト資産（RWA）の算定、ストレステスト、ならびに規制の適用方法など、複数の手法に修正を加える内容となっています。仮に導入された場合、米国の銀行は引き続き健全な資本水準を維持する一方で、貸出余力が拡大する可能性があるとの見方があります。

改定案の主な内容は以下のとおりです。

- 米国最大手銀行を対象としたリスク・ベース資本フレームワークの見直しとして、単一の資本算定方式を採用し、信用リスク、事業内容、およびポートフォリオ分散に関する考慮をより精緻化します。
- グローバルなシステム上重要な銀行（G-SIBs）に対する追加資本バッファの算定方法を改定し、経済成長率やインフレ率を踏まえた年次調整を行うとともに、期末時点のみのデータを用いることで実態以上に財務状況を良く見せることを回避するため、年間を通じたデータの平均化を採用します。さらに、必要資本要件の急激な上昇を防ぐ目的で、より段階的な資本バッファの引き上げが提案されています。
- 不動産向け融資やその他の貸出に係るリスク・ウェイト算定方法の変更や、有価証券ポートフォリオに対する時価評価の適用範囲拡大など、資本規制に用いられる入力要素の精緻化が盛り込まれています。

これら一連の提案による総合的な影響として、米国銀行の絶対的な資本水準は、全体で5%未満とみられる低下にとどまるとの見方があります。

世界金融危機（GFC、「リーマン・ショック」）以降、規制強化を受けて米国銀行の資本要件は大幅に引き上げられ、GFC以前の水準を大きく上回る厳格なものとなってきました。これは銀行システムの安定性向上に寄与してきた一方で、こうした規制が本来の目的どおり、最も簡素かつ効率的な形で機能しているのかという疑問も提起されました。連邦準備制度理事会（FRB）のボウマン金融監督担当副議長は、今回の提案について次のように説明しています。「規制当局は、銀行の資本要件を大幅に引き上げ、金融システムを強化する改革を実施してきました。これらの初期改革は必要不可欠でしたが、経験を通じて、低リスクの活動に対しても細かく規定された要件は、意図せざる結果を招くことが明らかになっています。多くの規制により、信用供与が制約され、貸付業務などが規制の緩いノンバンク業界へ流出し、安全性や健全性を実質的に高めることなく、複雑性とコストを増大させてきました。」

米国の銀行は、GFC以前と比較して依然として大幅に高い資本水準を維持しており、今回の改定案によって若干低下したとしても、この状況は今後も継続すると見込まれます。

スペクトラムが投資対象としている米国銀行は、引き続き健全な資本水準、収益力、資産の質を備えた良好なファンダメンタルズを示していると考えています。スペクトラムでは、今回の資本規制の変更が実施された場合でも、それは米国銀行の信用力を弱体化させるものではなく、規制の合理化・精緻化と位置づけられるものと評価しています。

Andrew Zint、アシスタント・バイス・プレジデント

Chad Stogel、シニア・バイス・プレジデント

John Kriz、リサーチ部門ヘッド

スペクトラム・アセット・マネジメント

以上

当資料中の意見、予測および運用方針は作成時における判断であり、将来の市場環境の変動等により変更されることがあります。また将来起こりうる事実や見通しを保証するものではなく、実際の実績等はここに記述されるものと大きく異なる場合があります。

■ リスクおよび費用について

【リスク】

下記は投資一任契約に基づく外国債券運用に伴う一般的なリスクを記載したものであり、すべてのリスクを網羅するものではありません。また、これらリスクにより元本に欠損が生じる恐れがあります。

- 金利リスク：一般的に金利が上昇すれば値下がりし、金利が低下すれば値上がりするというように、金利変動の影響を受け価格が下落する可能性があります。
- 信用リスク：発行体の業績等の影響により、デフォルトもしくは利払いや償還金の支払が遅延し、これに伴い価格が下落する可能性があります。
- 流動性リスク：市場規模や取引量が少ない場合、組入銘柄を売買する際にファンダメンタルズから期待される価格で売買できない可能性があります。
- 繰上償還リスク：優先証券には繰上償還条項が設定されているものがあります。当初の繰上償還禁止期間を経過すると、金利情勢や発行体の財務状況等により、償還される可能性があります。金利低下局面で繰上償還された場合には、当該金利低下による優先証券の価格上昇を享受できないことがあります。また、組入銘柄が繰上償還された場合、償還された元本を再投資することになりますが、市場動向によっては再投資した利回りが償還まで持ち続けられた場合の利回りより低くなる場合があります。
- 為替変動リスク：外貨建資産については、外国為替相場が変動することにより損失が発生し、投資資産が下落することがあります。
- デリバティブリスク：金融商品取引契約に基づくデリバティブとよばれる金融派生商品を用いることがあり、その価値は基礎となる原資産 価値や指標などに依存して変動し、デリバティブの種類によっては、基礎となる原資産や指標の価値以上に変動する可能性があります。また、取引相手の倒産などにより、当初の契約通りの取引を実行できず損失を被る可能性、取引を決済する場合に反対売買が出来なくなる可能性、理論価格よりも大幅に不利な条件でしか反対売買ができなくなる可能性などがあります。
- カントリーリスク：組入資産の価格は、発行または取引する国の政策、税制、法制、事業規制、投資規制などの影響を受けて変動し、価格が低下する可能性があります。

優先証券固有の投資リスク

- 法律制度上のリスク：優先証券に関する法律及び税制、その他制度上の変更等により、優先証券市場や運用方針に影響を及ぼす可能性があります。
- 利息/配当支払遅延（停止）リスク：優先証券には利息/配当の支払繰延（停止）条項がついている場合があります。但し、実際に繰延べ（停止）されても発行体の倒産に直結するものではありません。
- 弁済順位リスク：優先証券の弁済順位は、一般的に発行体の株式に優先し、普通社債には劣後します。また、優先証券の中には、一定の条件を下回った場合に元本の一部または全部が償還されないまたは株式に転換されるリスクを持つものがあります。
- 偶発転換社債(CoCo 債)等に関するリスク：偶発転換社債（CoCo 債）等には、監督当局が発行体を実質破たん状態にあると判断した場合や発行体の自己資本比率が一定水準を下回った場合等に一定の条件を満たした場合、CoCo 債の元本の一部またはすべてが削減される、または発行体の株式に転換されるリスク等があります。この場合、CoCo 債等の価格が大きく下落する場合があります。株式への転換条項が付された CoCo 債が一定の条件を満たし、株式への転換が行われることになった場合、CoCo 債の価格が大きく値下がりをしたうえで、株価変動リスクを負うこととなります。

本資料に記載の主なリスクは一般的な説明です。各投資対象や手法によっては固有のリスクがあり、元本に欠損が生じるおそれがありますので、特定投資家以外の投資家のお客様は契約締結前書面等の内容を必ずご覧下さい。

【費用について】

お客様と弊社との間で締結する投資一任契約に基づき、対象となる信託契約口座に外国籍ファンド（アイルランド籍）および弊社が設定する国内籍ファンドを組み入れることにより、ご提供する予定です。

本ファンドにご投資いただく際にご負担いただく主な費用は、①投資一任契約に係る運用報酬、ならびに②ファンド内で控除される各種費用です。

①投資一任契約に係る運用報酬（ファンド共通）：年率最大 0.11% または 年間 110 万円のいずれか大きいほう（消費税 10%を含む）

②ファンド内で控除される費用

外国籍ファンド（アイルランド籍）：トータルリターン戦略

諸費用	標準料率（年率）
管理報酬	ファンドの純資産総額に対し：ファンド全体の純資産総額の0.40%
受託報酬	プリンシパル・グローバル・インベスターズが設定する全てのUCITS準拠ファンドの純資産総額合計額に対し：最大0.012%（年間最低受託報酬額 1万5千米ドル）

なお、買付または解約のお申込み時に、希薄化防止賦課金が適用される場合があります。本賦課金の額は市場環境等を考慮して計算され、有価証券の売買に伴う費用等に充当されます。

国内籍ファンド：価格変動抑制型戦略

諸費用	標準料率（年率、消費税10%を含む）
信託報酬	ファンドの純資産総額に対し：0.4620%（うち、委託会社 0.4290%、販売会社 0.0055%、受託会社 0.0275%）

上記のほか、外国籍ファンドおよび国内籍ファンドにおいては、売買手数料、証券保管費用、監査法人等に支払うファンド監査に係る費用、ファンドに関する租税等の諸費用がファンドから支払われます。これらの費用は、運用状況等により変動するため、事前にその料率や金額等を表示することはできません。

また、これらを含む費用・手数料の合計額および上限額についても、事前に表示することはできません。

本資料に記載の運用報酬等の費用は一般的な説明です。弊社との投資一任契約の締結をご検討頂く際に、特定投資家以外の投資家のお客様は契約締結前書面等の内容を必ずご覧下さい。

【インデックスについて】

ICE BofAはICE BofA指数を現状有姿の状態ライセンス供与しており、同インデックスに関し保証したり、同インデックスおよびそこに反映され、関連している、あるいはそこから派生しているいかなるデータに関して、その適切性、品質、正確性、適時性、完全性を保証するものではありません。また ICE BofAは、それらの利用に際し責任を負うものではなく、弊社商品やサービスにつき、スポンサー提供、支持、もしくは推奨するものではありません。

■重要な情報

当資料は、投資一任契約に基づく当社の戦略の情報提供を目的としたものであり、個別商品の勧誘を目的とするものではありません。

当資料に掲載の情報は、弊社及びプリンシパル・ファイナンシャル・グループの関連会社において信頼できると考える情報源に基づいて作成された英文の訳文です。本資料と原文の内容に齟齬がある場合には、英語の原文が優先されます。適用法令にて規定されるものを除き、情報・意見等の公正性、正確性、妥当性、完全性等を保証するものではありません。当資料中の分析、意見および予測等は作成時における判断であり、予告なく変更されることがあります。

当資料中の情報は、弊社の文書による事前の同意が無い限り、その全部又は一部をコピーすることや配布することは出来ません。

プリンシパル・グローバル・インベスターズ株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第462号

加入協会：一般社団法人資産運用業協会／一般社団法人第二種金融商品取引業協会

広告資料：5339492
(EXP:2026/12/31)